

## エフネス「キャッシュレス・消費者還元事業」加盟店宣誓事項

当方は、補助金事務局ならびに当社が定めた以下【加盟店宣誓事項】に同意し、遵守することを承認のうえ、加盟を申込みます。

記入日(西暦) 年 月 日

事業者名：

代表者名：

印

### 【加盟店宣誓事項】

1. 別添『エフネス「キャッシュレス・消費者還元事業」加盟店規約』を熟読し、同意します。
2. 提出された申請や報告の情報が、事前告知を行わず、国または補助金事務局から公表される場合があることに同意します。
3. 決済事業者もしくは補助金事務局から要求があった場合、本事業の要件を満たしていることが証明できる証憑を、当社ならびに補助金事務局に提出することに同意します。
4. 国、補助金事務局または当社からの依頼により調査を実施する場合、必ず協力することに同意します。
5. 補助金事務局が定めた本事業加盟店の業務を遵守することに同意します。
6. 「不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項」によって求められる、加盟店情報の第三者提出に同意します。
7. 暴力団等の反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との関係を有しておらず、かつ反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていません。
8. 資本金または出資金が5億円以上の法人に直接、又は間接に100%の株式を保有されていません。
9. 登録申請時点において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の所得の金額の平均額は15億円を超えていません。
10. 以下の加盟店要件を満たしています。
  - ①意図的な減資・従業員の削減は行っていません。
  - ②日本国内で事業を営んでいます。
  - ③安定的な事業基盤を有しています。
  - ④経済産業省が所管する補助金交付等の停止、及び契約に係る指名停止措置を受けていません。
  - ⑤法令順守上の問題を抱えていません。
11. 消費者還元対象外の取引を、本事業において取り扱いません。
12. 消費者と大企業の売買契約に基づく取引を、本事業において取り扱いません。